平成１５年２月２８日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成１１年(ワ)第３０４２号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　平成１４年１２月６日

判　　決

愛知県[redacted]

原　　告　[redacted]

同訴訟代理人弁護士　大　田　清　則

名古屋市[redacted]

被　　告　株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

同訴訟代理人弁護士　[redacted]

同　　上　[redacted]

主　　文

１　被告は，原告に対し，１６０９万５５１４円及びこれに対する平成１０年１０月２日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　原告のその余の請求を棄却する。

３　訴訟費用は，これを５分し，その２を原告の負担とし，その余は被告の負担とする。

４　この判決は，第１項に限り，仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　原告の請求

被告は，原告に対し，２７３０万８４４２円及びこれに対する平成１０年１０月２日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

本件は，原告が，被告に対し，被告に委託して金，白金及びパラジウムの商品先物取引を行った結果，売買損益，委託手数料等合計２４８２万５８５７円

の損失を被ったとして，民法７０９条又は同法７１５条に基づく損害賠償（遅延損害金につき不法行為の日の後日から起算）を請求した事案である。

１　争いのない事実

(1) 原告は，昭和３６年　月　　日生まれの男性で，　　大学農学部卒業後，蘭の栽培，出荷に従事する者であるが，商品先物取引の経験も株式取引の経験もなかった。

被告は商品取引所の市場における上場商品の売買及び売買取引の受託業務を目的とする商品先物取引業者であり，原告との取引に関わった被告の従業員は，A　B[redacted]（以下「B」という。），C[redacted]（以下「C」という。），D[redacted]（以下「D」という。），E[redacted]（以下「E」という。）及びF[redacted]（以下「F」という。）であるが（以下，これらの者を「被告従業員ら」という。），いずれも被告の事業の執行として従事した。

(2) 原告は，平成１０年4月３０日，原告の自宅を訪問したCから勧誘を受け，被告との間で東京工業品取引所等における先物取引の委託契約を締結し，同年5月１５日から同年9月２９日までの間，別紙建玉分析表記載のとおり，東京工業品取引所における金，白金及びパラジウムの先物取引（以下「本件取引」という。）を行い（なお，別紙建玉一覧表及び同仕切一覧表は別紙建玉分析表から分類したものである。），その間，被告に対し，委託証拠金として合計２７８６万円を交付したが，これらは委託手数料１５３０万７２００円，売買損失８７３万５５００円及び消費税・取引税７８万３１５７円の合計２４８２万５８５７円に充当され，３０３万４１４３円の返還を受けた。

２　争点

被告又は被告従業員らによる不法行為の有無及び損害額

（原告の主張）

被告従業員らは，原告に先物取引の知識，経験がないことに乗じ，当初より

原告の損失のもとに被告の利益を追求する意図で，商品取引所法，受託契約準則等に反する以下のごとき種々の手口を用い，原告を先物取引に引き込んで損害を与えたのであるが，これら一連の行為は，被告の企業活動として又はその事業の執行につきなされたものであるから，被告は，民法７０９条又は同法７１５条に基づく損害賠償責任を負う。

(1) 勧誘段階における違法行為

ア 適合性原則違反（旧受託業務に関する協定２条）

商品先物取引はその仕組みが難解であること，価格変動要因の収集・分析が必要不可欠であること，投機性が極めて高いこと，統計上二，三割しか儲からないこと等から，その取引適合性・資金適格性については厳しい基準が遵守されねばならない。

ところが，被告従業員らは，原告に先物取引の知識，経験及び余裕資金のないことを知りつつ執拗に勧誘した挙げ句取引を開始させた。

イ 説明義務違反（商品取引員の受託業務に関する取引所指示事項１項３号，受託契約準則２３条２号）

商品先物取引は，仕組みそのものの正確な理解すら難しいことから，単に「先物取引は投機です。」「損することもあります。」等と話しただけでは説明義務を尽くしたことにはならず，先物取引の危険性について実質的かつ詳細に説明し，顧客に理解させることが要求されている。ところが被告従業員らは，原告に対し，必ず儲かるということばかり強調し，先物取引の危険性を理解させるに足る何らの説明もしなかった。

ウ 断定的判断の提供（旧商品取引所法９４条１項１号，受託契約準則２３条２号）

旧商品取引所法９４条１項１号は，「商品市場における取引につき，顧客に対し，利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること」を禁じているところ，被告従業員らは，

原告を勧誘するに際し，「金の値が上がり始めた。今買えば確実に儲かる。」等と断定的判断を提供した。

(2) 取引段階における違法行為

ア 新規委託者保護義務違反（被告の受託業務管理規則）

先物取引経験のない新規委託者に関する建玉制限については，受託業務指導基準は，「新規委託者の保護育成措置を講じ，日本商品取引員協会の「受託業務に関する規則」を遵守しなければならない」と規定し，上記規則は，「新規委託者やこれと同視できる委託者について３か月の習熟期間を設け，建玉制限については各取引員ごとに定める「受託に関わる取扱要領」で外務員の判断枠等を遵守し，適切な管理を行わなければならない。」ことを求めていたが，これを受けて被告は，受託業務管理規則において，取引枚数が２１枚以上及び１０１枚以上となった委託者に対し，速やかに訪問して調査・指導を行い，当該委託者の内容から見て明らかにふさわしくないと判断される売買取引については抑制を促すと規定している。

ところが，被告は，何ら特段の管理措置を施すことなく，先物取引の経験のない新規の客である原告に対し，取引開始時からいきなり１００枚もの建玉をさせ，その後１週間も経たないうちにさらに５０枚も建玉を増加させた。

イ 無意味な両建

取引所旧指示事項は「同一商品，同一限月について売り又は買いの新規建玉をした後（または同時）に対応する売買玉を手仕舞いせずに両建をするよう勧めること」を禁止している。両建はその時点で仕切った場合と効果は同じであるのに余分の証拠金や委託手数料を負担させられる点において委託者にとって明らかに不利であり，しかも一旦両建するといずれの建玉も良い条件で仕切ろうとするから委託者は困難な判断を強いられて身動きができなくなり，商品取引員に操作され易くなる。このような両建の性

質から両建の勧誘自体に委託者を手玉に取ろうとする意図が窺え，上記のように禁止されているのである。かかる趣旨から，枚数が若干異なる場合や異限月の場合であっても両建の勧誘は禁止されているというべきである。

ところが本件では，被告は，原告の無知に乗じて両建を勧誘し，平成１０年７月２日以降無意味な両建をさせ，さらにその枚数を増やしている。

ウ　一任売買（旧商品取引所法９４条１項３号，同法施行規則３３条１項３号，受託契約準則２４条）

商品取引所法は，数量，対価の額，約定価格など受託の際の指示事項の一部または全部について顧客の指示を受けないで委託を受ける一任売買を禁止しているところ，被告は，原告からその主体的な判断で数量，限月，値段，場節等を指示してする注文を受けたことはなく，ほとんど全てが被告従業員の指示によるものであった。したがって本件売買が実質的に一任売買にあたることは明らかである。

エ　無意味な反復売買

無意味な反復売買とは短日時の間に頻繁な建落ちの受託を行うことをいい，かかる手段で手数料を稼ぐことは，委託者の犠牲のもとで商品取引員が自己の利益を追求するという背任的行為であるから不法行為における違法性を帯びる。上記のように一任売買が禁止されている趣旨も，無意味な反復売買によって手数料稼ぎを行うことを禁圧する点にある。そして，農林水産省は，手数料稼ぎを規制・監督する趣旨から，委託者売買状況チェックシステムを導入し，定型的に不合理かつ手数料稼ぎの手段とされ易い，直し，途転，日計り，両建及び手数料不抜けの５つの手法を特定売買と定義し，商品取引員に対し，監督官庁に対する売買取引状況及び特定売買比率等を報告すべき義務を課している。上記チェックシステムは司法救済の場面における違法性判断の基準としても機能しうる。

本件では，被告は，手数料稼ぎのために原告を思うままに誘導し，全取

引回数１０４回中，直し（仕切ったその日に同じポジションの玉を建てることで，異限月を含む。）７回，途転（仕切ったその日に反対のポジションの玉を建てることで，異限月を含む。）３１回，両建（既存玉に対応させて反対のポジションの玉を建てることで，異限月を含む。）６０回，日計り（建てたその日に仕切ること）４回，不抜け（売買益が手数料で食われて差引損となること）１３回と，有害無益な特定売買を頻繁に繰り返しており，上記チェックシステムにあてはめると売買回転率は月平均２２．６回，特定売買率は８２．７パーセント，手数料化率（手数料額の全損害の占める割合）は６１．６パーセントと高い数値を示し，無意味な反復売買が容易に認定できるケースである。

オ　顧客総体に対する向かい玉（差玉向かい）

本件取引期間中における被告の東京工業品取引所における金，白金及びパラジウムの取組高は，売玉と買玉がほとんど同じ枚数となっているところ，委託玉が自然に任せて売り買い同数の状況になることは通常考えられない。つまり被告は，少なくとも本件取引期間中，売玉又は買玉のどちらかのうち委託玉の少ない方にその差を埋めるように自己玉を建て（差玉向かい），顧客総体の損失を被告の利益に取り込むことのできる関係を作出した上で，委託者に利益が生じてもそれを証拠金に振り替えて最大限の建玉をさせたり（利乗せ満玉），頻繁に取引を繰り返させたりして委託者に損失を被らせ，その分を被告の利益に取り込んでいたことが容易に推察できる。このような悪質な業者である被告との関係において原告の落ち度を考慮し，過失相殺することはおよそ許されない。

(3)　取引終了段階における違法行為

仕切拒否（旧商品取引所法９４条１項４号，同法施行規則３３条１項１号）

旧商品取引所法９４条１項４号，同法施行規則３３条１項１号は，「委託

証拠金の返還，委託者の指示その遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し，又は不当に遅延させること」を禁止しているところ，原告が平成１０年９月に「全ての取引を精算したい」と申し出たにもかかわらず「一度に仕切ると自分の首を絞めることになる。」等と言葉巧みにこれを拒絶した。

(4) 損害

原告は，上記不法行為により，以下の損害を被った。

ア 差引損益金 ２４８２万５８５７円

内訳：売買損益金８７３万５５００円，消費税・取引税７８万３１５７円，委託手数料１５３０万７２００円

イ 弁護士費用 ２４８万２５８５円

（被告の主張）

(1) 勧誘段階における違法行為

ア 適合性原則違反

適合性，適格性に関する主張は争い，原告に適合性がないことを知りつつ執拗に勧誘した挙げ句取引を開始させたとの主張は否認する。

イ 説明義務違反

説明義務の内容に関する原告の主張は争い，原告に対して儲かることばかり強調し，危険性を理解させるに足る説明をしなかったとの主張は否認する。

ウ 断定的判断の提供

断定的判断の提供が旧商品取引所法で禁止されていることは認め，その余は否認する。

(2) 取引段階における違法行為

ア 新規委託者保護義務違反

前段は認め，後段は否認する。

イ　無意味な両建

前段の主張は争い，後段は否認する。

ウ　一任売買

旧商品取引所法により一任売買が禁止されていることは認め，その余は否認する。

エ　無意味な反復売買

前段の主張は争い，後段のうち，特定売買の定義は認め，その余は否認する。農水省や通産省が特定売買を問題のある取引形態として定めたり，売買回転率，手数料化率を一定の割合になるよう指導したという事実は存在せず，したがって特定売買比率や売買回転率，手数料化率は，違法性の判断基準とはならない。また，手数料化率とは一定期間内の総預かり委託証拠金に対する手数料の割合という意味であり，全損金に対する手数料総額の割合を算出してみてもかかる偶然的な数値に何の意味もない。また，特定売買を手数料稼ぎのための無意味なものとする評価は争う。すなわち，直しは，その時点で現実の利益を確保した上でさらなる値上がりを期待する場合，途転は，相場変動が従来と反対になると予測される場合，又は従来の相場予測に反する動きになった場合，両建は，損計算となった建玉を仕切ってその時点で確定した差損金と委託手数料を支払うことを避け，相場の変動を見ながらなるべく良い条件で仕切る場合にそれぞれ合理性のある相場仕法である。日計りは，商品相場の値動きが１日のうちに急変すると予測される場合には必要かつ有意義な仕法で，小さな利益を狙って日計りを繰り返すことは確固たる相場仕法である。手数料不抜けは，売買差金がマイナスに転じて増大すると予測される場合には必要不可欠であるし，値動きによる利益で手数料の一部がまかなえるのであるから委託者にとっても有利な仕法である。限月のある商品先物取引では，期限到来によって強制的かつ確定的にリスクを負担させられることの対抗策として小さな利

益の積み重ねを狙って頻繁に売買することが絶対に必要なのであって，短期間の頻繁売買は奨励されこそすれ非難されることではない。

オ　顧客総体に対する向かい玉（差玉向かい）

顧客操縦は不可能であり，そうである以上，向かい玉の存在から業者が顧客を操縦していることを推認することはできない。

(3)　取引終了段階における違法行為

原告主張の法規の存在は認め，その余の主張は否認する。

(4)　損害の主張は否認する。

第３　争点に対する判断

１　前記争いのない事実に加え，後掲各証拠によれば以下の事実が認められる。

(1)　本件取引の経過について（甲６，３５，３６，３７の各１・２，３８，３９ないし４１の各１・２，乙１ないし３，５の１・２，８の１から４９，９の１から５，１０ないし１４，証人Ｅ，同Ｄ　同Ｃ，同Ｂ，原告本人。なお，上記各証言・供述及び供述記載のうち以下の認定に沿わない部分は採用しない。）

ア　勧誘

原告は，平成９年１２月末ころ，突然，被告従業員のＡと名乗る者から電話を受け，「商品先物取引というものすごく利益の上がる取引があります。」と勧誘されたが，「資金がないから。」と断った。しかし，その後も，Ａやその上司と名乗る者が電話で勧誘を続け，Ａは，実際に原告の自宅を訪問し，商品先物取引の仕組みや危険性について説明した「商品先物取引　委託のガイド」を交付した上，金の取引を勧めたが，その都度断っていた。平成１０年４月ころ，原告は，被告営業部のＣから電話を受け，「商品先物取引について説明したいから会って欲しい。」と求められ，これを承諾した。同月３０日，原告は，自宅の洋蘭を出荷する作業部屋でＣと面談し，洋蘭の切り花を作って出荷していること等を話し，

C は，持参した金の値動きグラフを示しながら，「円安傾向が進み，金の値が上がる。」等と説明し，「せっかく来たんだから契約だけでもして欲しい。」と迫った。原告は，「妻の同意がなければ資金の都合ができない。」と断ったが，C は，「もしひょっとして始めたいと思った時に，直ぐには始められないから契約だけでもいいがらして下さい。」と詰め寄った。原告は，今後も執拗な勧誘が続くことを煩わしく思っていたので，契約さえすれば勧誘はなくなるだろうと考え，先物取引を始める気のないまま，「先物取引の危険性を了知した上で・・・私の判断と責任において取引を行うことを承諾した」との記載のある商品先物取引の約諾書に署名押印した。面談の際，C は受託契約準則（乙４）を交付するとともに商品先物取引委託のガイドのページをめくりながら，商品先物取引の仕組みや危険性の概要を説明し，原告は，アンケート用紙に上記ガイドの説明につき「だいたいわかった」の欄にチェックの記載をした。原告が約諾書に署名した後も被告からの資料の送付や値動きを説明しながらの電話勧誘は続いた。なお，被告は，顧客管理のため，顧客ごとにその年齢，住所，資産状況，取引経験等を記載した顧客カードを作成しているところ，原告に関しては，C がその顧客カードに年収１０００万円等と記載したのであるが，C は原告に対してその資産状況や年収を直接聴取したことはなく，上記面談の際に得た情報からの推測によって記載したものである。

イ　本件取引の開始

平成１０年５月１１日，C とともにその上司である B が原告宅を訪問し，「契約したのになぜ取引を始めないのか，今後金が値上がりするから金の買玉を建てるべきだ。」と勧誘したが，原告は，「妻の同意がないと資金を出せない。」と断った。B は，上記勧誘の際，「金なら１枚６万円から始められるが，うちでは１０枚の６０万円からしか扱わない。」旨の説明も行った。その４日後，B は数回にわたって原告に電話し，

「金の値段が上がり始めたので今買えば確実に儲かります。始めて下さい。」と迫り，ついに原告は，そんなに確実に儲かるならやってもいいかという気になった。そして，当時予定していた住宅新築のための費用が約３００万円不足していたことから，その分を手っ取り早く儲けようと思い，当初勧誘されていた金１０枚の建玉の委託証拠金６０万円の１０倍にあたる６００万円を同月１５日に振り込み，金の買玉１００枚を建てて商品先物取引を開始した。

本件当時，被告は，受託業務管理規則において，新規委託者の取引枚数が２０枚を超える場合には管理部長の許可を要する旨定めていたが，上記１００枚の建玉に際しては，Bが管理部長のFに原告の上記顧客カードを示して２００枚の許可を申請し，ただちに申請どおりの許可が下りたのであった。

ウ　白金取引の開始

平成１０年5月１９日，Bの上司であるDは，担当が自分に変わったとして原告宅を訪問し，「先物取引は投機です　儲けもあれば損もありますので，ゆとりのある資金で行ってください。」「元本保証，利益保証は一切ありません。」「借入金によるお取引はお断りします。」「付和雷同的な売買は失敗のもとになります。」等と記載された「商品先物取引の重要なポイント」と題する書面を提示して文言の下に線を引きながらその内容を説明し，原告は，上記書面の「商品先物取引の重要なポイントの説明を訪問者Dより受け確認しました。」との記載の後に署名押印した。Dは，その際，貴金属市場の市況や値動きの変動要因さらには白金とパラジウム取引についても説明し，「これからは金が値上がりし，白金の値が下がる。今金の買玉を建てているから白金の売玉を建てれば儲けが多いし，損が出にくい。」と述べて白金の取引を勧誘した。原告は，短期間で利益を出したいとの思いから，同月２１日，Dの勧めるままに２６２万

５０００円を振り込んで白金の売玉５０枚を建て，白金取引を開始した。そして，その後も D の勧めに従って別紙建玉分析表の取引番号（以下，単に「取引番号」という。）６ないし１８の取引を行った。

同年６月４日，原告は，D からニューヨーク市場での白金の値動きなどを説明されて「白金の値が下がるので売玉を建てましょう。」との勧めに従って白金の売玉５８枚を建てたが，同日の午後には D の上司で営業部長の E から「白金の値が上がり始めたので売玉を仕切って，新たに買玉を建てましょう。注文したその日に仕切ると手数料が半分になるので今日中に建てましょう。」と勧められ，同日建てたばかりの売玉５８枚を含む合計１５９枚の売玉を仕切って買玉１５９枚を建てた。ところがその翌日，今度は D から「白金の値が下がるので今すぐ買玉を仕切って売玉を建てましょう。」と勧誘された。原告は，入れ替わり立ち替わりに正反対の建玉を勧められて混乱し，勧められるままに，先日建てたばかりの買玉１５９枚を全て仕切り，売玉１６０枚を建てた。ところが，その数時間後，D は，ロシアの情勢などを説明しながら白金の値が上がり始めたと連絡し，その日に建てたばかりの売玉１６０枚のうち８０枚を直ちに仕切り，その分で買玉８０枚を建てて両建することを勧め，原告は両建の意味も分からぬままそのとおり取引をした。

原告は，被告従業員らの勧めで日本経済新聞を購読するようになったが，読み込むまでには至らず，値動きを予測するための情報も判断能力も持ち合わせていなかったところ，D や E は，原告に対し，「自分たちは，商品先物取引所から送られてくる値動きのデータをパソコン画面上で逐一見ているから，間違ったことは説明しない。」旨述べていたことから，D らの上記のような値動き予測を伴った取引の勧めに従って取引した。その後，原告は，D から「同じ枚数だけ持っていたのではいつまでたっても埒があかないから，どちらかにバランスをシフトした方がいいです

よ。」等と勧誘されるまま，取引番号４７ないし６９の取引を行った。

エ　パラジウム取引

平成１０年６月下旬ころ，原告は，Ｄ１からパラジウムの売建てを勧められた。当時，原告は，新築住宅のための部材代金として約１２００万円を支払済みであった建築部材輸入会社が倒産したとの通知を受けていたため，Ｄ１にその事情を話し，「どうなってもいいからもう先物取引をやめたい。」と申し入れた。しかし，Ｄ１から「やけくそにならないで。こっちが何とかしますから。」となだめられ，同月２５日，１９０万円を振り込んでパラジウムの売玉１０枚を建てた。原告は，上記約１２００万円が回収不能となったことから，これまで被告に入金してきた金員だけはどうしても全額取り戻したいとの思いを強くするようになった。

オ　追証がかかるようになってから

平成１０年７月２日，原告は，Ｄ１から「白金が値上がりしたので追証として２７０万円振り込んで欲しい。」との連絡を受けた。原告が「金がない。」と答えると，Ｄ１は，「このままだと損が膨らんでいきますが，両建にすればどのように値が動いても安心です。買玉１２０枚を建てて両建にするので委託証拠金１０２万円を振り込んでください。」と両建を勧めた。そこで原告は，農協からの借入金９０万円と合わせて１０２万円を振り込み，同日，白金の買玉１２０枚を建て，売り買いそれぞれ１２０枚の両建とした。ところが，同月７日になるとＤは，「為替が円高傾向になってきたので，白金が下がるので買玉を仕切って売玉を増やしましょう。買玉３０枚を仕切れば不足金も少なくなります。」と途転を勧めた。そこで原告は，同日，買玉３０枚を仕切って同数の売玉を建て，翌８日にも買玉２０枚を仕切って同数の売玉を建てた。同月１０日，Ｄは，「為替が２円くらい円安になったので白金が上昇の気配を示しています。買玉を建てましょう。」と今度は白金の買玉を勧め，原告は，同日，さらに農協か

ら借入れし，勧められるままに２５､９万円を振り込んで買玉６０枚を建てた。ところが，Ｄ┃は，１４日には再び「為替が円高傾向なので白金が下がります。買玉を仕切って売りを建てましょう。」と持ち掛け，原告は，またもや言われるままに買玉を仕切って売玉を建てる途転を繰り返した。同月１６日になって，Ｄ_は，「パラジウムの急騰に連れて白金の値も上がった。」旨告げた上，追証を入れるより両建にする方が安くすむとして４５０万円の入金を請求してきた。原告は，当初，「もう自己資金がない。」と断ったが，Ｄ┃から「損失の拡大を食い止めるために何としてでも都合を付けて下さい。」と強く入金を勧められたので，妻の預金を解約し，子供の預金を担保に入れて４５０万円を工面し，同日，白金の買玉１００枚を建て，売り買いそれぞれ２００枚の両建とした。このように建玉枚数を増やしながら両建とした後も，上記経過と同様にＤ┃の相場予想を伴う勧誘に従い，取引番号１２７ないし１４９の取引を行い，売玉の枚数を増やしていった。

カ　Ｄ┃からＥ┃へ担当が変わってから手仕舞いまで

平成１０年７月３１日，Ｄ┃は，原告に「白金の値が下がったので追証として９２２万５０００円振り込んで下さい。今まで売ったり買ったりしてバランスを動かしていたが，追証を入れておけばしばらくは静観できます。白金の値はこれ以上は上がらないからすぐに追証は外れます。そうすれば今回のお金は返します。」とか，「ここで諦めてしまえば大きな損失が出ますが，続けていけば追々何とかなりますから。」と求めた。原告は，これまで被告に入金した全額を回収するためには追証を入れるしかないと思い，同年８月３日，両親から借り入れて上記金額を送金した。ところが同日の午後になると，Ｅ_が「円が大幅に下落しているし，南アフリカの白金鉱山の労使交渉次第ではストライキの可能性もあって，Ｄ_の言うようには白金の値は下がらず，このままでは損は取り戻せない。白金の買玉

を建てるべきです。」としきりに勧めた。原告は，それまでDの勧めるままに取引してきたが結局追証がかかったこと，同年６月にEの指示に従って日計りをした際には利益が出たことから，DよりEの勧めに従った方がよいのではないかと考え，同年８月３日以降，取引番号１５２ないし１７４のとおり，追証として差し入れた上記金員でEの勧めるまま取引し，建玉枚数を格段に増やしていった。なお，金の取引は，同月１１日にEから「今金が今年最高値です。最高値が出るとみなさん止められるが，また絶対上がるので買った方がいいですよ。リスクの分散にもなります。」と勧められて再開したものである。

ところが同年９月１日，原告は，Eから１４２５万円の追証を請求され，「もう到底無理だ。」と答えたところ，Eは「それではどういうふうに仕切ればよいか一度自分で考えて下さい。」と述べた。原告は，Eの勧めるままに同年８月に建てた建玉だけで１千万円を超える値洗損を出したことから，途方に暮れて被告の顧客相談室に電話したところ，対応した管理部長のFは，「Eの言うことは間違っていないが，そのまま続けたのでは埒があかないから一旦手仕舞いして最初からやり直した方がよい。」とアドバイスした。同月３日，さらに１２１４万３１３７円の追証を請求された原告は，遂にEに対し，「取引を全部手仕舞いして欲しい。」と申し入れたところ，Eは，一度に仕切ると値段が大きく動くのでかえって損失が大きくなり自分で自分の首を絞めることになると説明した。そこで，原告はEの指示に従って，同年９月２９日までの間，取引番号１７６ないし２０８のとおり仕切っていった。なお，このように手仕舞いに向かっていく途中の同月１０日，Eは，「白金が下げ止まったようなので，回収資金を少しでも多くするために白金の買いを建てたらどうか。」と勧め，損失を少しでも回復したいと考えた原告は白金の買い３０枚を建てたが，損切りに終わった。

キ　原告は，被告から，取引の都度，「売買報告書及び売買計算書」と題する取引内容の明細書を，毎月末には当該月末時点における建玉状況を記載した「残高照合通知書」をそれぞれ受け取っていたが，「売買報告書及び売買計算書」の帳尻欄を見るくらいで，その内容を分析して検討することはなかった。

(2) 向かい玉について（甲２７の１ないし８０，２８の１ないし９４，２９の１ないし２３）

本件取引期間中における被告の金，白金，パラジウムの建玉枚数は，被告の自己玉が売玉買玉のうち委託玉の少ない方にその差を埋めて概ね一致又は近似させる方向で建てられ（差玉向かい），その結果，売玉買玉の枚数はほぼ一致又は近似したものとなっている。

2　被告従業員らの行為の違法性

(1) 勧誘段階における違法行為

ア　適合性原則違反について

旧受託業務に関する協定２条（甲３）は，「経済知識および資金能力から見て商品先物取引参加に適しないと判断される者を勧誘しないこと。」と規定するが，前記認定のとおり，原告は，大学を卒業後，洋蘭栽培を自営する者で，住宅新築に必要な程度の資金も有しており，株取引や先物取引の経験こそないものの，その学歴や経歴に照らし，理解力及び社会人としての判断能力を有し，また少なくとも類型的にみて資金能力を欠く者であるとも認められないから，先物取引の不適格者であるとは認められず，適合性原則違反の主張は理由がない。

イ　説明義務違反について

前記認定のとおり，被告従業員らは，本件取引に先立ち，原告に対し，商品先物取引の仕組みやその危険性について説明した商品先物取引委託のガイド及び同別冊を交付した上，これらの内容を説明し，原告は，その際

のアンケート（乙３）において上記ガイドの説明について「だいたいわかった」の箇所にチェックし，その後，さらに D が商品先物取引の重要なポイントと題する書面を交付して「先物取引は投機です，儲けもあれば損もあります，元本保証，利益保証は一切ありません。」等の文言に下線を引きながら書面の内容を説明し，原告は，同書面の「重要なポイントの説明を D より受け確認しました。」との記載の後に署名押印していること，原告が理解力及び社会人としての判断能力は備えていたことからすると，原告は，上記説明及び交付された書面等の記載内容から，商品先物取引の仕組みとその投機的性質について一定の認識を持つに至ったことが認められるのであり，説明義務違反を認めることはできない。

この点，原告は，被告従業員から詳しい説明を受けたことはなく，かえって追証制度によって委託証拠金の半分まで損をした時点で取引が自動的に止まるからそれ以上の損失を被ることはない旨の虚偽の説明を受け，上記書面等の内容を理解せぬまま，ただ求められたとおり署名押印した旨供述するが，前記の認定事実からして措信しがたい。

ウ　断定的判断の提供について

旧商品取引所法９４条１項１号，受託契約準則２３条２号は，商品取引員に対して「顧客に対し，利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること」を禁じている。本件では，前記認定のとおり，被告従業員らは，勧誘の当初から数回にわたって金の値動きグラフを示す等して今後は金の値段が上がるとの説明を繰り返して金の取引を勧め，平成１０年５月１５日，B が原告に対し，金の値が上がり始めたので今買えば確実に儲かりますと告げたところ，それまで勧誘を断り続けていた原告が，同日，当初勧誘された１０倍の資金をつぎ込んで金の取引を開始したことが認められるのであるが，他方で，原告は，商品先物取引の仕組みに関して一応の説明を受けており，同取引で元本保

証はされていないとの認識を得ていたこと，そして，金の値段が上がり始めたので今買えば確実に儲かるとの言辞は予測材料について格別内密に属する判断の提供ではないことからすると，原告がその言辞から，今，商品先物取引をすれば必ず儲かる旨誤解したと認めることはできない。したがって，原告の本件請求のうち，断定的判断の提供を理由とする部分は，その余の点につき判断するまでもなく，理由がない。

エ　しかしながら，前記認定のとおり，被告従業員らの勧誘は執拗であり，勧誘を断り続けていた原告に甘言とも言うべき言辞を用いて本件取引を開始させたことは事実であって，勧誘行為のみを捉えて不法行為と評価できない場合であっても，その後の一連の行為と相まって全体として不法行為と評価される場合もあると解される。そこで，進んで判断する。

(2)　取引段階における違法行為

ア　新規委託者保護義務違反について

前記認定のとおり，本件取引当時，被告はその社内規則で顧客の保護育成のために取引開始から３か月以内の新規顧客については２０枚を超える取引を制限していたことが認められるところ，同規則は新規委託者の保護育成の見地から商品先物取引の危険性を熟知させるために一定期間勧誘を自粛する趣旨であるが，証拠（甲２ないし５）によれば，当時，習熟期間内の顧客の保護育成の必要が広く認識されており，商品取引員において２０枚程度の枚数で制限をすることが一般的であったことが認められるから，上記被告の新規顧客に対する取引制限は内部的な取決めにとどまらず，商品取引員に対して要請される委託者に対する信義則上の義務というべきであり，正当な理由なく著しく上記の趣旨を逸脱した勧誘行為を行った場合は不法行為としての違法性を帯びると解される。ところが，前記認定のとおり，当時の被告管理部長は，先物取引経験のない原告がいきなり１００枚もの金の建玉を指示した際，ほとんど実質的な審査もせぬまま初回から

２００枚の建玉の許可を出し，その後１週間も経たないうちに５０枚も建玉枚数を増やした際にはもはや何らの審査も行わなず，前記認定のとおり取引が拡大された。そして，別紙建玉一覧表から明らかなように取引開始から３か月経過時点で原告の建玉累積枚数は１７４７枚に至り，約定金額の累計は１６億円弱にも上り，被告はそれに応じた手数料収入を得たものであり，他方で，初心者の原告に短期間でこのように多数の取引をさせたことについて正当な理由が存在したとの事情は認められない。

そうすると，被告従業員らには，原告に過量取引をさせたことによる新規委託者の保護義務違反が認められる。

イ　無意味な反復売買及び両建について

商品取引員が相場の変動に影響を及ぼす各種情報を入手することは比較的に容易であるのに対し，顧客はそのような情報の入手が必ずしも容易ではないことや商品取引員は相場の変動に関係なく取引の注文さえあれば手数料収入を取得することができ，したがって取引回数が多いほど手数料収入が増加する仕組みになっていることに照らすと，商品取引員やその営業担当者は，顧客に対し，取引の委託を受ける際の善管注意義務にとどまらず，顧客の犠牲において自己の利益を追求してはならないとの忠実義務を負うものと解され，商品取引員やその営業担当者がこの忠実義務に反し，その程度が社会的に是認される程度を超えているときには，顧客に対する不法行為が成立すると解される。

本件取引の経過が別紙建玉分析表記載のとおりであることは争いがないところ，それによれば，平成１０年５月１５日から同年９月２９日までの本件取引期間１３８日間における取引回数（建てて仕切って１回とする。）は１０４回であることが認められ，１か月あたりの平均取引回数に直すと約２２．６回と極めて頻繁に売買が繰り返されたものと評価できる。また，本件取引期間中における預かり委託証拠金の総額は２７８６万円で，

うち委託手数料額は合計１５３０万７２００円であることも争いがなく，後者を前者で除した比率は５４．９パーセントに上り（原告に返還された分を控除した委託証拠金で除せば６１．６パーセントとなる。），手数料の比率も高い。さらに上記建玉分析表及び弁論の全趣旨によれば，特定売買は，直しが６回，途転が３０回，日計りが４回，両建が６０回，手数料不抜けが１３回であることが認められ，重複分を差し引いて数えると特定売買の合計回数は８６回で，これを全取引回数で除した特定売買比率は８２．７パーセントに達する（原告が行った取引のうち，約８割の取引が上記いずれかの特定売買に絡んでいたことになる。）。

ところで，これらの特定売買は，一般的には次のように考えられる。すなわち，既存建玉を仕切ったその日に同じポジションの玉を建てる直しは，建玉をそのまま維持する場合と効果は同じであるのに，委託手数料が余分にかかる点で委託者に無益な取引であるし，既存建玉を仕切ったその日に反対の建玉を行う途転は，これを頻繁に繰り返すといたずらに手数料がかさむだけの無定見な取引となる。新規に建玉し，同一日内に手仕舞いを行う日計りは，１日の値動きが少ない場合には手数料がかかるだけの無益な取引であるし，売買取引により利益が発生したものの，当該利益が委託手数料より少なく，差引損となる不抜けも委託者にとっては積極的な利益がない。既存玉に対応させて反対建玉を行う両建は，その時点で損失が確定するから仕切った場合と効果は同じであり，委託手数料及び委託証拠金が余分にかかる点で委託者にとって無益な取引であり，双方から証拠金を徴収されなかった時代に，迷ったときに様子を見たり追証拠金を準備する時間稼ぎのために用いた手法であるが，両建でも証拠金を必要とする今日においてこれを行う意味はない。

このように，特定売買は，通常は委託者にとって無益であり，むしろ商品取引員による手数料稼ぎの手段とされる危険性があることから，農林水

産省や通商産業省（いずれも当時）は，委託者保護強化の観点から通達を発し，商品取引員に委託者の取引状況を報告すべく義務づける中で，直し，途転，日計り，両建及び手数料不抜けの５つの仕法を特定売買と定義づけて特定売買比率を明らかにするよう求め，また通商産業省は，その定めるミニマムモニタリングにおいて委託手数料の委託証拠金に占める割合を基準の一つとしている。このように特定売買比率や委託手数料化率が通達によって定義づけられ，報告義務の対象にされている趣旨に照らすと，これらの数値は，受託者たる商品取引員の委託者に対する忠実義務違反の有無を判断するための基準としても機能しうるものというべきである。

したがって，一定期間の取引を全体的に観察し，本件のように特定売買取引の比率が異常に高いときには，特段の事情がない限り，商品取引員において，顧客の利益を犠牲にして全体として手数料稼ぎを目的として取引を行ったことを推認するのが相当である。

なお，この点について，被告は，特定売買は値動き如何によっては有効性を発揮する有意義な仕法である旨主張する。しかし，被告従業員らは，その尋問において，本件取引で実際になされた個々の具体的な特定売買につき，なにゆえ当該特定売買を勧めたのか，当該特定売買が有効性を発揮するようないかなる具体的状況が存在したかを明らかにする証言をしていないし（両建の有効性についても，相場変動の予測に迷った際に一時的に損失を固定し，様子を見るためになされる旨を述べているにすぎない。），他に，本件取引において特定売買が上記のとおり極めて頻繁になされたことの合理的理由を認めるに足りる証拠はない。却って，前記認定事実からすると，原告にとって両建をしてまで建玉を維持することや他の特定売買を選択する合理性を見いだすことはできない。むしろ，商品先物取引はもとより証券取引の経験すらない原告が被告従業員らの示唆に不用意に応じてしまったとみるのが合理的である。

以上の検討からすると，本件取引は，特定売買はもとよりそれ以外の売買も含め，全体として，被告従業員らが忠実義務に違反し，取引経験に乏しい原告に対して合理性のない両建を始めとする特定売買を示唆して行われたものであって，このような被告従業員らの行為は，社会的相当性を欠き，私法上違法であると言わざるを得ない。

ウ　一任売買について

前記１(1)のとおり，原告は商品先物取引の知識，経験がなく，したがってほぼ被告従業員らの勧めるままに本件取引を行ったこと及び上記イのとおり，本件取引が被告従業員らによる忠実義務に反した無意味な反復売買にあたるものと認められるが，その都度，被告従業員らは原告の確認を取っていたことが認められ，他に右認定に反する証拠はないし，本件全証拠によっても，これらの取引を行うにつき，原告の意思がまったく入っていないとか，事実上の一任売買であったとまで認めることはできない。

エ　顧客総体に対する向かい玉（差玉向かい）

前記認定のとおり，本件取引期間中における被告の金，白金及びパラジウムの取組高は，被告の自己玉が委託玉の少ない方にその差を埋める方向で建てられ，その結果，売玉と買玉がほぼ一致または近似してはいるが，この間，被告の顧客総体が損失を出し，被告の自己玉が利益を上げていることを認めるに足りる証拠はない。そうすると，顧客総体の損失を被告が自己玉の利益として取り込んでいたとの原告の主張を認めるには足りない。

(3)　取引終了段階における違法行為（仕切拒否）について

前記認定のとおり，原告は，平成１０年９月，E[redacted]に対して手仕舞いを申し入れたところ，同人から一度に仕切ると価格を大きく変動させ，かえって損失を大きくしてしまうとの説明を受け，これを受け入れて，同人の指示に従って小分けに仕切っていったものであり，かかる事実経過からすると，旧商品取引所法９４条１項４号，同法施行規則３３条１項１号の「委託者の指

示・・・を拒否し，または不当に遅延させ」た場合に該当せず，他に原告主張の仕切拒否を認めるに足りる証拠はない。

3　以上のとおり，被告従業員らは，原告に対し，甘言とも言うべき言辞を用いて執拗に勧誘し，本件取引を開始させたことに始まり，新規委託者保護義務に違反して初心者の原告にとっては不当に多数の建玉をさせ，さらには委託者の利益を保護すべき忠実義務に違反して原告を誘導し，手数料稼ぎを目的として無意味な売買を繰り返したと認められるので（さらに言えば，本件取引全体を見ても，前記認定のとおり，原告の発意でなされた取引はほとんどなく，ほぼすべてが被告従業員らの勧めに従い，原告がこれを受け入れる形で行われたものであり，４か月強の取引期間に累計１９７５枚が建てられ，その約定金額の累計は１８億円余にも達しており，被告従業員らの取引勧誘は初心者に対するそれとしてはやりすぎであるとの感を免れない。），本件取引の勧誘から終了に至る全体について，被告従業員らによる不法行為があったと認められ，これらの行為は被告の事業の執行につきなされたものであるから，被告は，民法７１５条に基づく使用者責任を負う。なお，民法７０９条に基づく請求について検討するに，本件取引において善管注意義務及び忠実義務に違反するとされる行為が法人たる被告そのものの行為であることについて具体的な主張立証がなく，これを認めることはできない。

4　損害について

(1)　前記のとおり，原告は，被告に対し，委託証拠金として合計２７８６万円を交付したが，これらは委託手数料１５３０万７２００円，売買損失８７３万５５００円及び消費税・取引税７８万３１５７円の合計２４８２万５８５７円に充当され，３０３万４１４３円の返還を受けたのであるが，上記のとおり，本件取引について，全体として被告従業員らの不法行為が認められるから，原告が被告に交付した金員から既に返還された分を控除した２４８２万５８５７円の全部が上記不法行為による損害と認められる。

(2) 過失相殺

前記認定事実からすると，原告は，蘭の栽培・出荷をする者として商品には相場の変動があることは知っていたし（原告本人），本件取引開始前に商品先物取引委託のガイドを受け取っていたのであるから，原告の学歴，年齢及び職業等に鑑みると，本件取引を開始するか否かを決めるに際しては，上記ガイドをよく読んで商品先物取引の仕組みの理解に努めたならば，商品先物取引は投機性が高く大きな損害を被ることもあり得ることを容易に知りえたのに，その危険性を充分に考慮せず，被告従業員らの勧めを安易に受け入れ，しかも，手取り早く儲けたいと考えて当初勧誘された額の１０倍もの金員をつぎ込んで本件取引を開始したばかりか，取引開始後は，取引の都度「売買報告書及び売買計算書」の送付を受けて取引結果を詳細に知ることができる状態にあり，同年６月ころには自己の目的とした取引と異なることを知って取引を中止することもでき，また，平成１０年７月以降は何度も追証を請求される事態が生じていたところ，被告従業員らに勧められたとはいえ資金をつぎ込んで取引を継続し，損失の増大を招いた等の事実が認められる。

以上の点を考慮すると，かかる原告の態度が本件損害の発生及び拡大に寄与したのは明らかであるから，原告にも過失があったといわざるを得ず，公平の観点からみて，原告の過失割合を４割として，前記損害額から控除するのが相当である。

そうすると，被告が賠償すべき原告の損害額は，１４８９万５５１４円となる。

(3) 弁護士費用

本件事案の内容，審理経過，認容額等諸般の事情を考慮すると，上記不法行為と相当因果関係ある弁護士費用として１２０万円を認めるのが相当である。

5 結論

以上のとおりであるから，被告は，原告に対し，民法７１５条に基づく損害賠償として１６０９万５５１４円及びこれに対する不法行為の日の後日である平成１０年１０月２日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による金員を支払う義務がある。

よって，原告の被告に対する請求は，上記の範囲で理由があるからその限度で認容し，その余の請求は理由がないから棄却する。

名古屋地方裁判所民事第８部

裁判長裁判官　野田弘明

裁判官　日下部克通

裁判官　秋武郁代

別　紙

[redacted]

<< 建玉分析表 >>

出力日:2001年10月12日 時間:10:19:43

全商品　　パターン3:同日直しを先に減算処理し、残があれば途転とする 特定売買：重複有 両建：黒丸のみ

No.	約定日付	商品名	場節	限月	新規索引	値段	約定金額	売数	売	委託玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金
1	1998/05/15	東エー　金	ザ　ラ	1999/04		1288	25,760,000				新	20	0	20					
2	1998/05/15	東エー　金	ザ　ラ	1999/04		1288	38,640,000				新	30	0	50					
3	1998/05/15	東エー　金	ザ　ラ	1999/04		1288	64,400,000				新	50	0	100					
4	1998/05/21	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1586	33,306,000	42	新				42	100					
5	1998/05/21	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1585	6,340,000	8	新				50	100					
6	1998/05/25	東エー　金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/15引　後	1300	26,000,000	20	仕				50	80	240,000	208,000	208,000	10,400	21,342
7	1998/05/25	東エー　金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/15引　後	1300	39,000,000	30	仕				50	50	360,000	312,000	520,000	15,600	32,012
8	1998/05/25	東エー　金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/15引　後	1300	65,000,000	50	仕				50	0	600,000	520,000	1,040,000	26,000	53,353
9	1998/05/25	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1588	39,700,000	50	新				100	0					
10	1998/05/25	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1589	39,725,000	50	新				150	0					
11	1998/05/25	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1591	7,955,000	10	新				160	0					
12	1998/05/28	東エー　金	ザ　ラ	1999/04		1282	19,230,000				新	15	160	15					
13	1998/05/28	東エー　金	ザ　ラ	1999/04		1282	44,870,000				新	35	160	50					
14	1998/05/28	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/25引　後	1581	39,525,000				仕	50	110	50	200,000	370,000	1,410,000	18,500	-188,895
15	1998/05/28	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/25引　後	1581	7,905,000				仕	10	100	50	50,000	74,000	1,484,000	3,700	-27,778
16	1998/06/03	東エー　金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/28引　後	1291	19,365,000	15	仕				100	35	135,000	156,000	1,640,000	7,800	-28,992
17	1998/06/03	東エー　金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/28引　後	1290	45,150,000	35	仕				100	0	280,000	364,000	2,004,000	18,200	-102,649
18	1998/06/03	東エー白金	ザ　ラ	1998/12		1545	772,500	1	新				101	0					
19	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1998/12	1998/06/03引　後	1562	781,000				仕	1	100	0	-8,500	7,400	2,011,400	370	-16,276
20	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1998/12		1541	22,344,500	29	新				129	0					
21	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1998/12	1998/06/04引　後	1562	22,649,000				仕	29	100	0	-304,500	107,300	2,118,700	5,365	-417,389
22	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1998/12		1541	22,344,500	29	新				129	0					
23	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1998/12	1998/06/04引　後	1563	22,663,500				仕	29	100	0	-319,000	107,300	2,226,000	5,365	-431,889
24	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1552	45,784,000				新	59	100	59					
25	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/21引　後	1530	32,130,000				仕	42	58	59	1,176,000	310,800	2,536,800	15,540	849,334
26	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/21引　後	1530	6,120,000				仕	8	50	59	220,000	59,200	2,596,000	2,960	157,779
27	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/05/25引　後	1530	38,250,000				仕	50	0	59	1,450,000	370,000	2,966,000	18,500	1,061,111
28	1998/06/04	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1534	76,700,000				新	100	0	159					
29	1998/06/05	東エーバラ	ザ　ラ	1999/04		1142	1,713,000				新	1	0	160					
30	1998/06/05	東エーバラ	ザ　ラ	1999/04		1142	10,278,000				新	6	0	166					
31	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02	1998/06/04引　後	1572	46,374,000	59	仕				0	107	590,000	436,600	3,402,600	21,830	131,111
32	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	3,927,500	5	新				5	107					
33	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	3,142,000	4	新				9	107					
34	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	3,927,500	5	新				14	107					
35	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	25,136,000	32	新				46	107					
36	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	7,855,000	10	新				56	107					
37	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	2,356,500	3	新				59	107					
38	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	14,924,500	19	新				78	107					
39	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/02		1571	1,571,000	2	新				80	107					
40	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/06/04引　後	1553	77,650,000	100	仕				80	7	950,000	740,000	4,142,600	37,000	172,229
41	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1551	37,224,000	48	新				128	7					
42	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/06/05引　後	1547	37,128,000				仕	48	80	7	96,000	177,600	4,320,200	8,880	-90,851
43	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1551	24,816,000	32	新				112	7					
44	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04	1998/06/05引　後	1548	24,768,000				仕	32	80	7	48,000	118,400	4,438,600	5,920	-76,567
45	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1548	39,474,000				新	51	80	58					
46	1998/06/05	東エー白金	ザ　ラ	1999/04		1548	22,446,000				新	29	80	87					
47	1998/06/08	東エーバラ	ザ　ラ	1999/04	1998/06/05引　後	1146	1,719,000	1	仕				80	86	6,000	5,800	4,444,400	290	-106
48	1998/06/09	東エー　金	ザ　ラ	1999/04		1319	92,330,000	70	新				150	86					

<< 建 玉 分 析 表 >>

出力日:2001年10月12日 時間:10:19:44

[redacted]

全商品　　ﾊﾟﾀｰﾝ3:同日直しを先に減算処理し、残があれば途転とする 特定売買：重複有 両建：黒丸のみ

No.	約定日付	商品名	場節	限月	新規繰引	値段	約定金額	売数	売買委託玉	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金
49	1998/06/09	東工一百金	ザ ラ	1999/04	1998/06/05引 後	1564	39,882,000	51 仕			150	35	408,000	377,400	4,821,800	18,870	11,334
50	1998/06/09	東工一百金	ザ ラ	1999/04	1998/06/05引 後	1564	22,678,000	29 仕			150	6	232,000	214,600	5,036,400	10,730	6,445
51	1998/06/10	東工一 金	ザ ラ	1999/04	1998/06/09引 後	1298	90,860,000		仕	70	80	6	1,470,000	728,000	5,764,400	36,400	704,685
52	1998/06/10	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1560	15,600,000	20 新			100	6					
53	1998/06/10	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1560	15,600,000	20 新			120	6					
54	1998/06/10	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1560	15,600,000	20 新			140	6					
55	1998/06/10	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1560	7,800,000	10 新			150	6					
56	1998/06/10	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1560	7,800,000	10 新			160	6					
57	1998/06/19	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1559	3,897,500	5 新			165	6					
58	1998/06/19	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1559	7,015,500	9 新			174	6					
59	1998/06/23	東工一 金	ザ ラ	1999/04		1296	90,720,000	70 新			244	6					
60	1998/06/23	東工一 金	ザ ラ	1999/04		1297	22,049,000	17 新			261	6					
61	1998/06/23	東工一バラ	ザ ラ	1999/04	1998/06/05引 後	1133	10,197,000	6 仕			261	0	-81,000	34,800	5,799,200	1,740	-117,641
62	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	3,887,500		仕	5	256	0	40,000	37,000	5,836,200	1,850	1,112
63	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	3,110,000		仕	4	252	0	32,000	29,600	5,865,800	1,480	890
64	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	3,887,500		仕	5	247	0	40,000	37,000	5,902,800	1,850	1,112
65	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	24,880,000		仕	32	215	0	256,000	236,800	6,139,600	11,840	7,111
66	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	7,775,000		仕	10	205	0	80,000	74,000	6,213,600	3,700	2,223
67	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	2,332,500		仕	3	202	0	24,000	22,200	6,235,800	1,110	668
68	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	14,772,500		仕	19	183	0	152,000	140,600	6,376,400	7,030	4,223
69	1998/06/23	東工一百金	ザ ラ	1999/02	1998/06/05引 後	1555	1,555,000		仕	2	181	0	16,000	14,800	6,391,200	740	446
70	1998/06/25	東工一バラ	ザ ラ	1999/04		1159	17,385,000	10 新			191	0					
71	1998/07/01	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1583	20,579,000	26 新			217	0					
72	1998/07/02	東工一 金	ザ ラ	1999/04	1998/06/23引 後	1309	91,630,000		仕	70	147	0	-910,000	728,000	7,119,200	36,400	-1,675,311
73	1998/07/02	東工一 金	ザ ラ	1999/04	1998/06/23引 後	1309	22,253,000		仕	17	130	0	-204,000	176,800	7,296,000	8,840	-389,861
74	1998/07/02	東工一バラ	ザ ラ	1999/04	1998/06/25引 後	1170	17,550,000		仕	10	120	0	-155,000	58,000	7,354,000	2,900	-226,073
75	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1587	3,967,500		新	5	120	5					
76	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	19,850,000		新	25	120	30					
77	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	15,880,000		新	20	120	50					
78	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	3,970,000		新	5	120	55					
79	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	3,970,000		新	5	120	60					
80	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	1,588,000		新	2	120	62					
81	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	2,382,000		新	3	120	65					
82	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	3,970,000		新	5	120	70					
83	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	3,970,000		新	5	120	75					
84	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	1,588,000		新	2	120	77					
85	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	2,382,000		新	3	120	80					
86	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	3,970,000		新	5	120	85					
87	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	1,588,000		新	2	120	87					
88	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	2,382,000		新	3	120	90					
89	1998/07/02	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1588	23,820,000		新	30	120	120					
90	1998/07/07	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1651	24,765,000	30 新			150	120					
91	1998/07/07	東工一百金	ザ ラ	1999/06	1998/07/02引 後	1603	4,007,500	5 仕			150	115	40,000	37,000	7,391,000	1,850	1,111
92	1998/07/07	東工一百金	ザ ラ	1999/06	1998/07/02引 後	1603	20,037,500	25 仕			150	90	187,500	185,000	7,576,000	9,250	-6,949
93	1998/07/08	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1643	4,107,500	5 新			155	90					
94	1998/07/08	東工一百金	ザ ラ	1999/02		1643	12,322,500	15 新			170	90					
95	1998/07/08	東工一百金	ザ ラ	1999/06	1998/07/02引 後	1615	16,150,000	20 仕			170	70	270,000	148,000	7,724,000	7,400	114,441
96	1998/07/10	東工一百金	ザ ラ	1999/06		1634	4,085,000		新	5	170	75					

<< 建 玉 分 析 表 >>

出力日:2001年10月12日 時間:10:19:45

[redacted]

全商品　　ﾊﾟﾀｰﾝ3:同日直しを先に減算処理し、残があれば途転とする 特定売買：重複有 両建：黒丸のみ

No.	約定日付	商品名	限月	新規索引	値段	約定金額	売数	売	委託玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金
97	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	80					
98	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	2,451,000				新	3	170	83					
99	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	1,634,000				新	2	170	85					
100	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	90					
101	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	95					
102	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	100					
103	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	105					
104	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	110					
105	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	115					
106	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	120					
107	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	4,085,000				新	5	170	125					
108	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	2,451,000				新	3	170	128					
109	1998/07/10	東工一白金	1999/06		1634	1,634,000				新	2	170	130					
110	1998/07/14	東工一白金	1999/02		1653	826,500	1	新				171	130					
111	1998/07/14	東工一白金	1999/02		1653	4,132,500	5	新				176	130					
112	1998/07/14	東工一白金	1999/02		1653	3,306,000	4	新				180	130					
113	1998/07/14	東工一白金	1999/02		1653	8,265,000	10	新				190	130					
114	1998/07/14	東工一白金	1999/02		1654	4,962,000	6	新				196	130					
115	1998/07/14	東工一白金	1999/02		1654	3,308,000	4	新				200	130					
116	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1631	4,077,500	5	仕				200	125	107,500	37,000	7,761,000	1,850	68,611
117	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1631	4,077,500	5	仕				200	120	107,500	37,000	7,798,000	1,850	68,611
118	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1631	1,631,000	2	仕				200	118	43,000	14,800	7,812,800	740	27,445
119	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1631	2,446,500	3	仕				200	115	64,500	22,200	7,835,000	1,110	41,167
120	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1631	4,077,500	5	仕				200	110	-7,500	37,000	7,872,000	1,850	-46,390
121	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1631	4,077,500	5	仕				200	105	-7,500	37,000	7,909,000	1,850	-46,390
122	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1631	2,446,500	3	仕				200	102	-4,500	22,200	7,931,200	1,110	-27,834
123	1998/07/14	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1631	1,631,000	2	仕				200	100	-3,000	14,800	7,946,000	740	-18,556
124	1998/07/16	東工一白金	1999/06		1680	16,800,000				新	20	200	120					
125	1998/07/16	東工一白金	1999/06		1680	8,400,000				新	10	200	130					
126	1998/07/16	東工一白金	1999/06		1680	58,800,000				新	70	200	200					
127	1998/07/22	東工一白金	1999/02		1680	10,920,000	13	新				213	200					
128	1998/07/22	東工一白金	1999/02		1680	840,000	1	新				214	200					
129	1998/07/22	東工一白金	1999/02		1680	21,840,000	26	新				240	200					
130	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1657	4,142,500	5	仕				240	195	57,500	37,000	7,983,000	1,850	18,610
131	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1657	4,142,500	5	仕				240	190	57,500	37,000	8,020,000	1,850	18,610
132	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1657	4,142,500	5	仕				240	185	57,500	37,000	8,057,000	1,850	18,610
133	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1657	4,142,500	5	仕				240	180	57,500	37,000	8,094,000	1,850	18,610
134	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1657	4,142,500	5	仕				240	175	57,500	37,000	8,131,000	1,850	18,610
135	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1655	4,137,500	5	仕				240	170	52,500	37,000	8,168,000	1,850	13,610
136	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1656	4,140,000	5	仕				240	165	55,000	37,000	8,205,000	1,850	16,110
137	1998/07/22	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1656	4,140,000	5	仕				240	160	55,000	37,000	8,242,000	1,850	16,110
138	1998/07/24	東工一白金	1999/02		1675	3,350,000	4	新				244	160					
139	1998/07/24	東工一白金	1999/02		1675	14,237,500	17	新				261	160					
140	1998/07/24	東工一白金	1999/02		1675	7,537,500	9	新				270	160					
141	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1652	4,130,000	5	仕				270	155	160,000	37,000	8,279,000	1,850	121,111
142	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1652	4,130,000	5	仕				270	150	160,000	37,000	8,316,000	1,850	121,111
143	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1652	1,652,000	2	仕				270	148	64,000	14,800	8,330,800	740	48,445
144	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1652	2,478,000	3	仕				270	145	96,000	22,200	8,353,000	1,110	72,667

[redacted]

<< 建玉分析表 >>

出力日:2001年10月12日 時間:10:19:46

全商品　　ﾊﾟﾀｰﾝ3:同日直しを先に減算処理し、残があれば途転とする 特定売買：重複有 両建：黒丸のみ

No.	約定日付	商品名	限月	新規索引	値段	約定金額	売数	売	委託玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金
145	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1649	4,122,500	5	仕				270	140	152,500	37,000	8,390,000	1,850	113,611
146	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1649	1,649,000	2	仕				270	138	61,000	14,800	8,404,800	740	45,445
147	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1649	2,473,500	3	仕				270	135	91,500	22,200	8,427,000	1,110	68,167
148	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1652	2,478,000	3	仕				270	132	27,000	22,200	8,449,200	1,110	3,666
149	1998/07/24	東工一白金	1999/06	1998/07/10引 後	1652	1,652,000	2	仕				270	130	18,000	14,800	8,464,000	740	2,444
150	1998/07/30	東工一白金	1999/02	1998/06/19引 後	1684	4,210,000				仕	5	265	130	-312,500	37,000	8,501,000	1,850	-351,390
151	1998/07/30	東工一白金	1999/02		1688	12,660,000	15	新				280	130					
152	1998/08/03	東工一白金	1999/06		1685	16,850,000				新	20	280	150					
153	1998/08/03	東工一白金	1999/06		1685	67,400,000				新	80	280	230					
154	1998/08/06	東工一白金	1999/06		1694	42,350,000				新	50	280	280					
155	1998/08/06	東工一白金	1999/06		1694	8,470,000				新	10	280	290					
156	1998/08/06	東工一白金	1999/06		1694	33,880,000				新	40	280	330					
157	1998/08/11	東工一 金	1999/06		1340	53,600,000				新	40	280	370					
158	1998/08/11	東工一白金	1999/06	1998/08/06引 後	1716	42,900,000	50	仕				280	320	550,000	370,000	8,871,000	18,500	161,075
159	1998/08/18	東工一白金	1999/06	1998/07/02引 後	1661	24,915,000	30	仕				280	290	1,095,000	222,000	9,093,000	11,100	861,657
160	1998/08/18	東工一白金	1999/06		1653	2,479,500				新	3	280	293					
161	1998/08/18	東工一白金	1999/06		1653	22,315,500				新	27	280	320					
162	1998/08/20	東工一 金	1999/06		1297	81,711,000				新	63	280	383					
163	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/22引 後	1664	10,816,000				仕	13	267	383	104,000	96,200	9,189,200	4,810	2,882
164	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/22引 後	1664	832,000				仕	1	266	383	8,000	7,400	9,196,600	370	222
165	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/22引 後	1664	21,632,000				仕	26	240	383	208,000	192,400	9,389,000	9,620	5,763
166	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/24引 後	1664	3,328,000				仕	4	236	383	22,000	29,600	9,418,600	1,480	-9,112
167	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/24引 後	1664	14,144,000				仕	17	219	383	93,500	125,800	9,544,400	6,290	-38,731
168	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/24引 後	1664	7,488,000				仕	9	210	383	49,500	66,600	9,611,000	3,330	-20,504
169	1998/08/20	東工一白金	1999/02	1998/07/30引 後	1664	12,480,000				仕	15	195	383	180,000	111,000	9,722,000	5,550	63,325
170	1998/08/26	東工一 金	1999/06	1998/08/20引 後	1307	82,341,000	63	仕				195	320	630,000	655,200	10,377,200	32,760	-58,779
171	1998/08/26	東工一白金	1999/04		1646	8,230,000	10	新				205	320					
172	1998/08/26	東工一白金	1999/04		1646	16,460,000	20	新				225	320					
173	1998/08/26	東工一白金	1999/04		1646	45,265,000	55	新				280	320					
174	1998/08/27	東工一白金	1999/04		1615	16,150,000	20	新				300	320					
175	1998/09/01	東工一 金	1999/06	1998/08/11引 後	1237	49,480,000	40	仕				300	280	-4,120,000	416,000	10,793,200	20,800	-4,557,315
176	1998/09/02	東工一白金	1999/02	1998/07/08引 後	1607	4,017,500				仕	5	295	280	90,000	37,000	10,830,200	1,850	51,110
177	1998/09/02	東工一白金	1999/02	1998/07/08引 後	1608	12,060,000				仕	15	280	280	262,500	111,000	10,941,200	5,550	145,829
178	1998/09/03	東工一白金	1999/04	1998/08/27引 後	1597	15,970,000				仕	20	260	280	180,000	148,000	11,089,200	7,400	24,441
179	1998/09/04	東工一白金	1999/06	1998/07/16引 後	1535	15,350,000	20	仕				260	260	-1,450,000	148,000	11,237,200	7,400	-1,605,560
180	1998/09/04	東工一白金	1999/06	1998/08/06引 後	1554	7,770,000	10	仕				260	250	-700,000	74,000	11,311,200	3,700	-777,780
181	1998/09/07	東工一白金	1999/06	1998/07/16引 後	1533	7,665,000	10	仕				260	240	-735,000	74,000	11,385,200	3,700	-812,780
182	1998/09/08	東工一白金	1999/02	1998/06/10引 後	1559	15,590,000				仕	20	240	240	10,000	148,000	11,533,200	7,400	-145,555
183	1998/09/10	東工一白金	1999/02	1998/07/14引 後	1584	792,000				仕	1	239	240	34,500	7,400	11,540,600	370	26,723
184	1998/09/10	東工一白金	1999/02	1998/07/14引 後	1586	3,965,000				仕	5	234	240	167,500	37,000	11,577,600	1,850	128,611
185	1998/09/10	東工一白金	1999/02	1998/07/14引 後	1587	3,174,000				仕	4	230	240	132,000	29,600	11,607,200	1,480	100,889
186	1998/09/10	東工一白金	1999/02	1998/07/14引 後	1587	7,935,000				仕	10	220	240	330,000	74,000	11,681,200	3,700	252,220
187	1998/09/10	東工一白金	1999/02	1998/07/14引 後	1587	4,761,000				仕	6	214	240	201,000	44,400	11,725,600	2,220	154,333
188	1998/09/10	東工一白金	1999/02	1998/07/14引 後	1588	3,176,000				仕	4	210	240	132,000	29,600	11,755,200	1,480	100,889
189	1998/09/10	東工一白金	1999/06		1546	7,730,000				新	10	210	250					
190	1998/09/10	東工一白金	1999/06		1546	15,460,000				新	20	210	270					
191	1998/09/11	東工一白金	1999/04	1998/08/26引 後	1570	7,850,000				仕	10	200	270	380,000	74,000	11,829,200	3,700	302,220
192	1998/09/16	東工一白金	1999/04	1998/08/26引 後	1553	15,530,000				仕	20	180	270	930,000	148,000	11,977,200	7,400	774,441

<< 建玉分析表 >>

出力日:2001年10月12日 時間:10:19:47

[redacted]

全商品　　ﾊﾟﾀｰﾝ3:同日直しを先に減算処理し、残があれば途転とする 特定売買：重複有 両建：黒丸のみ

No.	約定日付	商品名	増節	限月	新規決済	値段	約定金額	発数	売買	委託玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	手数料累計	消費税	差引損益金
193	1998/09/17	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/08/18引 後	1518	2,277,000	3	仕				180	267	-202,500	22,200	11,999,400	1,110	-225,833
194	1998/09/17	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/08/18引 後	1517	20,479,500	27	仕				180	240	-1,836,000	199,800	12,199,200	9,990	-2,046,003
195	1998/09/18	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/09/10引 後	1502	7,510,000	10	仕				180	230	-220,000	74,000	12,273,200	3,700	-297,775
196	1998/09/22	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/06/10引 後	1530	15,300,000				仕	20	160	230	300,000	148,000	12,421,200	7,400	144,446
197	1998/09/22	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/06/10引 後	1525	15,250,000				仕	20	140	230	350,000	148,000	12,569,200	7,400	194,446
198	1998/09/22	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/07/16引 後	1491	52,185,000	70	仕				140	160	-6,615,000	518,000	13,087,200	25,900	-7,159,454
199	1998/09/22	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/08/03引 後	1491	14,910,000	20	仕				140	140	-1,940,000	148,000	13,235,200	7,400	-2,095,558
200	1998/09/24	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/09/10引 後	1529	15,290,000	20	仕				140	120	-170,000	148,000	13,383,200	7,400	-325,553
201	1998/09/25	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/06/10引 後	1545	7,725,000				仕	10	130	120	75,000	74,000	13,457,200	3,700	-2,777
202	1998/09/25	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/06/10引 後	1552	7,760,000				仕	10	120	120	40,000	74,000	13,531,200	3,700	-37,777
203	1998/09/28	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/06/19引 後	1547	6,961,500				仕	9	111	120	54,000	66,600	13,597,800	3,330	-15,999
204	1998/09/28	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/07/01引 後	1547	20,111,000				仕	26	85	120	468,000	192,400	13,790,200	9,620	265,778
205	1998/09/28	東工一白金	ザ ラ	1999/02	1998/07/07引 後	1547	23,205,000				仕	30	55	120	1,560,000	222,000	14,012,200	11,100	1,326,661
206	1998/09/28	東工一白金	ザ ラ	1999/04	1998/08/26引 後	1527	41,992,500				仕	55	0	120	3,272,500	407,000	14,419,200	20,350	2,844,715
207	1998/09/29	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/08/03引 後	1495	59,800,000	80	仕				0	40	-7,600,000	592,000	15,011,200	29,600	-8,222,236
208	1998/09/29	東工一白金	ザ ラ	1999/06	1998/08/06引 後	1495	29,900,000	40	仕				0	0	-3,980,000	296,000	15,307,200	14,800	-4,291,118
															-8,735,500	15,307,200		765,360	-24,825,857

売買損益計:-8,735,500　　手数料計:15,307,200(損金に対する手数料の割合：61.66%)

差引損益計:-24,825,857

別　紙

建玉一覧表

	約定日付　商品名		枚数	値段	約定金額
1	1998/05/15東エー　金	買い	20	1,288	25,760,000
2	1998/05/15東エー　金	買い	30	1,288	38,640,000
3	1998/05/15東エー　金	買い	50	1,288	64,400,000
4	1998/05/21東エー白金	売り	42	1,586	33,306,000
5	1998/05/21東エー白金	売り	8	1,585	6,340,000
6	1998/05/25東エー白金	売り	50	1,588	39,700,000
7	1998/05/25東エー白金	売り	50	1,589	39,725,000
8	1998/05/25東エー白金	売り	10	1,591	7,955,000
9	1998/05/28東エー　金	買い	15	1,282	19,230,000
10	1998/05/28東エー　金	買い	35	1,282	44,870,000
11	1998/06/03東エー白金	売り	1	1,545	772,500
12	1998/06/04東エー白金	売り	29	1,541	22,344,500
13	1998/06/04東エー白金	売り	29	1,541	22,344,500
14	1998/06/04東エー白金	買い	59	1,552	45,784,000
15	1998/06/04東エー白金	買い	100	1,534	76,700,000
16	1998/06/05東エーパラ	買い	1	1,142	1,713,000
17	1998/06/05東エーパラ	買い	6	1,142	10,278,000
18	1998/06/05東エー白金	売り	5	1,571	3,927,500
19	1998/06/05東エー白金	売り	4	1,571	3,142,000
20	1998/06/05東エー白金	売り	5	1,571	3,927,500
21	1998/06/05東エー白金	売り	32	1,571	25,136,000
22	1998/06/05東エー白金	売り	10	1,571	7,855,000
23	1998/06/05東エー白金	売り	3	1,571	2,356,500
24	1998/06/05東エー白金	売り	19	1,571	14,924,500
25	1998/06/05東エー白金	売り	2	1,571	1,571,000
26	1998/06/05東エー白金	売り	48	1,551	37,224,000
27	1998/06/05東エー白金	売り	32	1,551	24,816,000
28	1998/06/05東エー白金	買い	51	1,548	39,474,000
29	1998/06/05東エー白金	買い	29	1,548	22,446,000
30	1998/06/09東エー　金	売り	70	1,319	92,330,000
31	1998/06/10東エー白金	売り	20	1,560	15,600,000
32	1998/06/10東エー白金	売り	20	1,560	15,600,000
33	1998/06/10東エー白金	売り	20	1,560	15,600,000
34	1998/06/10東エー白金	売り	10	1,560	7,800,000
35	1998/06/10東エー白金	売り	10	1,560	7,800,000
36	1998/06/19東エー白金	売り	5	1,559	3,897,500
37	1998/06/19東エー白金	売り	9	1,559	7,015,500
38	1998/06/23東エー　金	売り	70	1,296	90,720,000
39	1998/06/23東エー　金	売り	17	1,297	22,049,000
40	1998/06/25東エーパラ	売り	10	1,159	17,385,000
41	1998/07/01東エー白金	売り	26	1,583	20,579,000
42	1998/07/02東エー白金	買い	5	1,587	3,967,500
43	1998/07/02東エー白金	買い	25	1,588	19,850,000
44	1998/07/02東エー白金	買い	20	1,588	15,880,000
45	1998/07/02東エー白金	買い	5	1,588	3,970,000
46	1998/07/02東エー白金	買い	5	1,588	3,970,000
47	1998/07/02東エー白金	買い	2	1,588	1,588,000
48	1998/07/02東エー白金	買い	3	1,588	2,382,000
49	1998/07/02東エー白金	買い	5	1,588	3,970,000
50	1998/07/02東エー白金	買い	5	1,588	3,970,000
51	1998/07/02東エー白金	買い	2	1,588	1,588,000
52	1998/07/02東エー白金	買い	3	1,588	2,382,000
53	1998/07/02東エー白金	買い	5	1,588	3,970,000
54	1998/07/02東エー白金	買い	2	1,588	1,588,000
55	1998/07/02東エー白金	買い	3	1,588	2,382,000
56	1998/07/02東エー白金	買い	30	1,588	23,820,000

建玉一覧表

57	1998/07/07東エー白金	売り	30	1,651	24,765,000
58	1998/07/08東エー白金	売り	5	1,643	4,107,500
59	1998/07/08東エー白金	売り	15	1,643	12,322,500
60	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
61	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
62	1998/07/10東エー白金	買い	3	1,634	2,451,000
63	1998/07/10東エー白金	買い	2	1,634	1,634,000
64	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
65	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
66	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
67	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
68	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
69	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
70	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
71	1998/07/10東エー白金	買い	5	1,634	4,085,000
72	1998/07/10東エー白金	買い	3	1,634	2,451,000
73	1998/07/10東エー白金	買い	2	1,634	1,634,000
74	1998/07/14東エー白金	売り	1	1,653	826,500
75	1998/07/14東エー白金	売り	5	1,653	4,132,500
76	1998/07/14東エー白金	売り	4	1,653	3,306,000
77	1998/07/14東エー白金	売り	10	1,653	8,265,000
78	1998/07/14東エー白金	売り	6	1,654	4,962,000
79	1998/07/14東エー白金	売り	4	1,654	3,308,000
80	1998/07/16東エー白金	買い	20	1,680	16,800,000
81	1998/07/16東エー白金	買い	10	1,680	8,400,000
82	1998/07/16東エー白金	買い	70	1,680	58,800,000
83	1998/07/22東エー白金	売り	13	1,680	10,920,000
84	1998/07/22東エー白金	売り	1	1,680	840,000
85	1998/07/22東エー白金	売り	26	1,680	21,840,000
86	1998/07/24東エー白金	売り	4	1,675	3,350,000
87	1998/07/24東エー白金	売り	17	1,675	14,237,500
88	1998/07/24東エー白金	売り	9	1,675	7,537,500
89	1998/07/30東エー白金	売り	15	1,688	12,660,000
90	1998/08/03東エー白金	買い	20	1,685	16,850,000
91	1998/08/03東エー白金	買い	80	1,685	67,400,000
92	1998/08/06東エー白金	買い	50	1,694	42,350,000
93	1998/08/06東エー白金	買い	10	1,694	8,470,000
94	1998/08/06東エー白金	買い	40	1,694	33,880,000
95	1998/08/11東エー 金	買い	40	1,340	53,600,000
96	1998/08/18東エー白金	買い	3	1,653	2,479,500
97	1998/08/18東エー白金	買い	27	1,653	22,315,500
98	1998/08/20東エー 金	買い	63	1,297	81,711,000
99	1998/08/26東エー白金	売り	10	1,646	8,230,000
100	1998/08/26東エー白金	売り	20	1,646	16,460,000
101	1998/08/26東エー白金	売り	55	1,646	45,265,000
102	1998/08/27東エー白金	売り	20	1,615	16,150,000
103	1998/09/10東エー白金	買い	10	1,546	7,730,000
104	1998/09/10東エー白金	買い	20	1,546	15,460,000
			1975		1,807,067,000

別　紙

仕切一覧表

仕切日	差引損益金	累計損益
525	106,707	106,707
528	−216,673	−109,966
603	−131,641	−241,607
604	1,202,670	961,063
605	135,922	1,096,985
608	−106	1,096,879
609	17,779	1,114,658
610	704,685	1,819,343
623	−99,856	1,719,487
702	−2,291,245	−571,758
707	−5,838	−577,596
708	114,441	−463,155
714	66,664	−396,491
722	138,880	−257,611
724	596,667	339,056
730	−351,390	−12,334
811	161,075	148,741
818	861,657	1,010,398
820	3,845	1,014,243
826	−58,779	955,464
901	−4,557,315	−3,601,851
902	196,939	−3,404,912
903	24,441	−3,380,471
904	−2,383,340	−5,763,811
907	−812,780	−6,576,591
908	−145,555	−6,722,146
910	763,665	−5,958,481
911	302,220	−5,656,261
916	774,441	−4,881,820
917	−2,271,836	−7,153,656
918	−297,775	−7,451,431
922	−8,916,120	−16,367,551
924	−325,553	−16,693,104
925	−40,554	−16,733,658
928	4,421,155	−12,312,503
929	−12,513,354	−24,825,857

（平成10年）

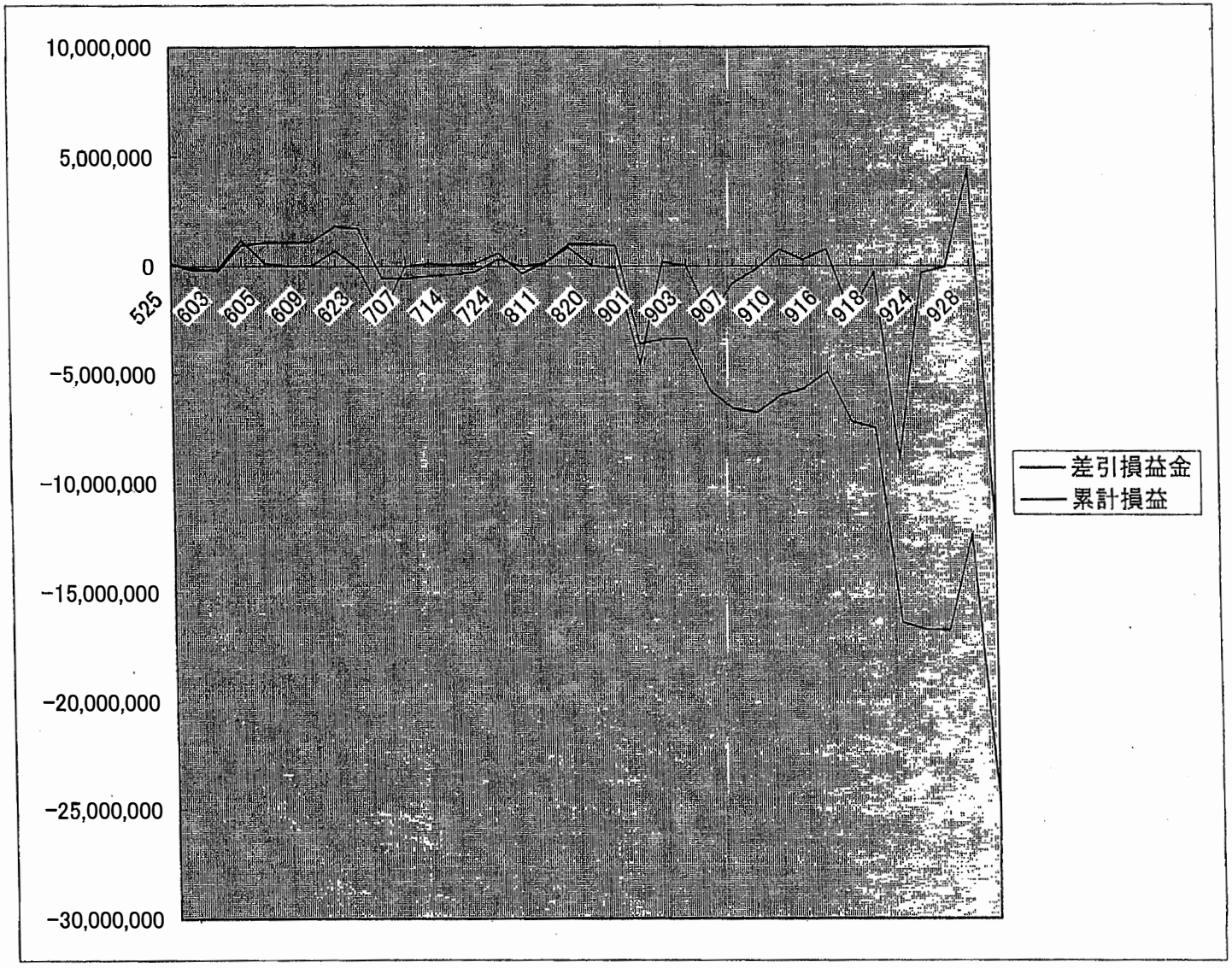

これは正本である。

平成１５年２月２８日

名古屋地方裁判所民事第８部
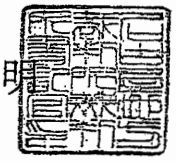
裁判所書記官　檜　原　　明